

重要な事項等のご説明（重要事項等説明書）

引受保険会社：エイチ・エス損害保険株式会社

この説明書では、国内旅行総合保険に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえ、お申込みください。ご加入者（お申込みされる方）と被保険者（保険の対象となる方）が異なる場合には、この説明書に記載の事項を被保険者の方全員に必ずご説明ください。

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 お申込みの際にお客さまにとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この説明書は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については普通保険約款・特約をご確認ください。また、ご不明な点については、エイチ・エス損保までお問い合わせください。

用語のご説明

主な用語のご説明は次のとおりです。

普通保険約款	基本となる補償内容と契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
特約	普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
被保険者	保険の対象となる方または補償を受ける方をいいます。ただし、賠償責任危険補償特約においては、被保険者が責任無能力者の場合には、その親権者等を被保険者とします。
保険金	事故が生じた場合に、エイチ・エス損保がお支払いする金銭をいいます。
保険金額	ご契約金額をいい、事故が生じた場合にお支払いする保険金の限度額のことをいいます。
免責金額 （自己負担額）	お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。 （注）他の保険契約または共済契約とは、国内旅行傷害保険（クレジットカードに付帯される国内旅行傷害保険を除きます。）、普通傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、家族傷害保険または傷害を補償する共済契約などをいい、生命保険を含みません。
日本国内旅行中	保険期間（保険のご契約期間）中で、かつ被保険者が、国内旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。

I. ご加入前におけるご確認事項

1. 商品の仕組み 契約概要

本商品は下記の者を契約者、取扱代理店、引受保険会社とする包括契約です。

契約者	株式会社エイチ・アイ・エス
取扱代理店	株式会社エイチ・アイ・エス関東営業本部
引受保険会社	エイチ・エス損害保険株式会社

国内旅行総合保険は、傷害保険普通保険約款に国内旅行傷害保険特約および各種特約をセットしたものです。日本国内旅行中に急激かつ偶然な外来の事故により、被保険者がケガをした場合などに保険金をお支払いするものです。

2. 補償内容 契約概要 注意喚起情報

この保険には次の普通保険約款・特約がセットされます。

傷害保険普通保険約款、国内旅行傷害保険特約、賠償責任危険補償特約（国内旅行傷害保険用）、救援者費用等補償特約（国内旅行傷害保険用）、包括契約に関する特約（毎月報告・毎月精算用）

国内バスツアー（注）の場合は、上記のほか、次の特約もセットされます。

携行品損害補償特約（国内旅行傷害保険用）（下表★）

※付帯がある場合は、加入者証に保険金額が表示されます。付帯の有無については、加入者証をご確認ください。

（注）「国内バスツアー」とは、株式会社エイチ・アイ・エスの国内バスツアー予約サイト（<https://bus-tour.his-j.com/>）で取り扱う旅行をいいます。

保険金をお支払いする主な場合および保険金をお支払いできない主な場合は、次のとおりです。詳細は、普通保険約款・特約でご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	<p>日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合 ⇒死亡・後遺障害保険金額の全額を被保険者の法定相続人にお支払いします。</p> <p>(注)既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った後遺障害保険金を差し引いた額をお支払いします。</p>	<p>【共通】</p> <p>○保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者の故意・重大な過失</p> <p>○被保険者の自殺行為・犯罪行為または闘争行為</p>
後遺障害保険金	<p>日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に後遺障害が生じた場合 ⇒後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の 4%～100%をお支払いします。</p>	<p>○被保険者の無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用した運転中の事故</p> <p>○脳疾患、疾病、心神喪失</p>
入院保険金	<p>日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に入院した場合 ⇒入院の日数に対して 1 日につき入院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内の入院に限ります。また入院保険金が支払われる期間中、別の急激かつ偶然な外来の事故により新たにケガをしても入院保険金は重複してはお支払いできません。</p>	<p>○妊娠・出産・早産・流産</p> <p>○戦争、革命などの事変</p> <p>○地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>○放射能汚染</p>
手術保険金	<p>日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、その治療のため、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に病院または診療所において約款所定の手術を受けた場合 ⇒入院中に受けた手術の場合は入院保険金日額の 10 倍、入院中以外に受けた手術の場合は入院保険金日額の 5 倍をお支払いします。ただし、1 事故について事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内の手術 1 回に限ります。</p>	<p>○おちうち症、腰痛などで医学的他覚所見のないもの</p> <p>○スカイダイビング・山岳登山などの危険な運動等(☆)を行っている間に生じた事故</p> <p>…など</p>
通院保険金	<p>日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に通院(往診を含み、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領のためのものは含みません。)した場合。通院をしない場合でも、骨折、脱臼、靭(じん)帯損傷等の傷害を被った約款所定の部位を固定するために(被保険者以外の)医師の指示によりギブス等を常時装着したときはその日数について通院とみなします。 ⇒通院の日数に対して 1 日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内の通院に限り 90 日を限度とします。</p> <p>(注)入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、別の急激かつ偶然な外来の事故により新たにケガをしても通院保険金は重複してはお支払いできません。</p>	<p>(☆)山岳登山(★1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(★2)操縦(★3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(★4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動、自動車、原動機付自転車、オートバイ、モーターボート、水上オートバイ、ゴーカート、スノーモービル等の乗用具による競技・競争・興行・試運転</p>
救援者費用等保険金	<p>①日本国内旅行中に搭乗している航空機または船舶が行方不明または遭難した場合</p> <p>②日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要なが警察などにより確認された場合</p> <p>③日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡または継続して 14 日以上入院した場合 ⇒保険契約者、被保険者または被保険者の親族が負担した次の費用をお支払いします。ただし、救援者費用等保険金額をもって保険期間中の支払いの限度とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 捜索救助費用 ・ 現地までの往復運賃(1 往復分の運賃で救援者 2 名分限度)(★1) ・ 現地での宿泊料(救援者 2 名分かつ 1 名について 14 日分限度)(★2) ・ 現地からの移送費用 ・ 諸雑費(交通費(★3)、通信費、遺体処理費等合計で 3 万円限度) <p>(★1) 運賃が 1 台あたりの料金で定められている場合は、救援者 2 名までが負担すべき費用に限ります。(救援者が 2 名を超えた場合は、1 台あたりの料金を人数で均等割し、2 名分をお支払いします。)</p> <p>(★2) 宿泊料が 1 室あたりの料金で定められている場合は、救援者 2 名までが負担すべき費用に限ります。(救援者が 2 名を超えた場合は、1 室あたりの料金を人数で均等割し、2 名分をお支払いします。)</p>	<p>(★1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいい、登る壁の高さが 5m 以下であるボルダリングを除きます。</p> <p>(★2) グライダーおよび飛行船を除きます。</p> <p>(★3) 職務として操縦する場合を除きます。</p> <p>(★4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
	<p>(※) 交通費が1台あたりの料金で定められている場合、救済者または被保険者とそれ以外の方が同乗したときは、運賃を乗車した人数で均等割し、救済者または被保険者の分をお支払いします。</p> <p>(注) 他の保険契約等から保険金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p>	
賠償責任保険金	<p>日本国内旅行中に誤って他人にケガをさせたり、他人の物を壊すなどして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合</p> <p>⇒1回の事故について、賠償責任保険金額を限度として損害賠償金をお支払いします。また、エイチ・エス損保の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁・和解・調停に要した費用などもお支払いします。</p> <p>(注1) 賠償金額の決定には、事前にエイチ・エス損保の承認を必要とします。</p> <p>(注2) 他の保険契約等から保険金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p>	<p>○保険契約者または被保険者の故意</p> <p>○職業上の行為に関する賠償責任</p> <p>○受託物に対する損害賠償責任(宿泊施設の客室に与えた損害を除きます。)</p> <p>○航空機、船舶(水上オートバイを含みます。)、車両(ゴルフカート、レンタカーを含みます。)、銃器の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任</p> <p>○同居の親族および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任…など</p>
携行品損害保険金(★) 国内バスツアーのみ対象	<p>日本国内旅行中に携行品(通貨・乗車船券・宿泊券、衣類、カメラなど)が盗難・破損・火災などの偶然な事故により損害を受けた場合</p> <p>(注) 携行品には、有価証券、預貯金証書、定期券、クレジットカード、船舶、自動車、山岳登山中の登山用具、コンタクトレンズ、義歯等は含まれません。</p> <p>⇒携行品1個(1点、1組または1対)あたり10万円(乗車券・通貨等の場合は5万円)を限度として、時価額または修理可能な場合は修理費のいずれか低い額をお支払いします。ただし、携行品損害保険金額をもって保険期間中の支払いの限度とします。また、損害の防止または軽減に要した費用、損害賠償請求権の保全手続費用についてもお支払いすることができます。</p> <p>(注1) 1回の事故ごとに3,000円(自己負担額)をご自身で負担する必要があります。</p> <p>(注2) 他の保険契約等から保険金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p>	<p>○保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者の故意・重大な過失</p> <p>○被保険者の無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用した運転中の事故</p> <p>○地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>○戦争、革命などの事変</p> <p>○放射能汚染</p> <p>○携行品の置き忘れ、紛失</p> <p>○携行品の欠陥または自然の消耗、性質による変質・変色</p> <p>○単なる外観の損傷</p> <p>○差し押え・没収等の公権力の行使(火災消防・避難処置としてなされた場合は支払いの対象となります。)</p> <p>○被保険者が所有していない物(会社所有のパソコン等)の損害…など</p>

3. 補償重複 注意喚起情報

補償内容が同種の保険契約を既に締結されている場合には、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、ご契約の要否をご判断いただいたうえでご契約ください。

4. 保険金額の設定 契約概要

保険金額については、お申込画面にてご確認ください。
 ご不明な点は、エイチ・エス損保までお問い合わせください。

5. 保険期間(保険のご加入期間)および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

被保険者(保険の対象となる方)が国内旅行の目的をもって住居を出発した時または保険始期日の午前0時のいずれか遅い時から、住居に到着した時または保険期間最終日の午後12時(24時)のいずれか早い時まで補償されます。お客さまの実際の旅行行程に関わらず保険期間は最長で30日までとなります。

(注) 保険期間は「旅行日程」にあわせて自動で設定されるため、お客さまの旅行行程のすべてを補償するものではありません。自動設定された保険始期日より早い日程でご自宅を出発する場合は、HIS オンライン予約センター(国内旅行)までご相談ください。

6. 引受条件 契約概要 注意喚起情報

ご加入者（お申込みされる方）と被保険者（保険の対象となる方）は次のすべての条件を満たされている方となります。

右記以外の場合	国内バスツアー（注1）の場合
○個人の方（注2） ○77歳未満の方（注3）	○個人の方（注2）

（注1）「国内バスツアー」とは、株式会社エイチ・アイ・エスの国内バスツアー予約サイト（<https://bus-tour.his-j.com/>）で取り扱う旅行をいいます。

（注2）企業等の法人名義ではご加入いただけません。

（注3）出発日時点の満年齢

7. 保険料 契約概要

保険加入いただくお客さまは、お申込画面で表示される保険料の金額を、株式会社エイチ・アイ・エスにお支払いいただきます。株式会社エイチ・アイ・エスは、お客さまからお支払いいただいた金額を保険料としてエイチ・エス損保に支払います。

8. 保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

保険料は株式会社エイチ・アイ・エスのwebサイトにて申し込まれた旅行代金と一緒にご加入者（お申込みされる方）であるお客さまに請求させていただきます。

9. 満期返戻金・契約者配当金 契約概要

この保険には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

II. ご加入時におけるご注意事項

1. 告知義務 注意喚起情報

ご加入者（お申込みされる方）または被保険者（保険の対象となる方）には、ご加入時に次の告知事項（注）について、事実を正確に告知いただく義務があります。

（注）「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、ご加入時に質問事項としてエイチ・エス損保が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

この保険における告知事項は、次のとおりです。

- | | |
|----------------|-----------|
| ①年齢（出発日時点の満年齢） | ③過去の請求事故等 |
| ②居住地 | ④他の保険契約等 |

ご注意！ 告知事項について、事実を回答されなかった場合または事実と異なることを回答された場合は、保険加入を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

2. 保険申込みの完了 注意喚起情報

「旅行代金のお支払い」画面で「保険に加入する」を選択のうえ、決済してください。「ご予約完了」の画面が表示された時点で保険申込みは完了します。

3. 保険申込み完了の証明書 注意喚起情報

保険申込みが完了した場合には、「HIS web セット保険 ご加入手続き完了のご案内」メールが届きます。メールでご案内する「ご加入者様専用ページ」から保険加入者証を確認・印刷することができます。なお、HIS web セット保険では保険証券を発行していません。

4. クーリングオフ（加入申込みの撤回等について） 注意喚起情報

この保険契約は保険期間が1年以下となるため、クーリングオフの対象外となります。

5. 死亡保険金受取人の指定 注意喚起情報

死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

Ⅲ. ご加入後におけるご注意事項

1. 住所または連絡先を変更される場合

住所または連絡先を変更される場合は、HIS オンライン予約センター（国内旅行）までご連絡ください。ご連絡がない場合、重要なお知らせやご案内ができなくなります。

2. 旅行行程または旅行先を変更される場合 **注意喚起情報**

旅行行程または旅行先を変更される場合は、HIS オンライン予約センター（国内旅行）へご連絡ください。

3. 解約と解約返戻金 **契約概要** **注意喚起情報**

ご契約を解約される場合は、HIS オンライン予約センター（国内旅行）までお問い合わせください。
なお、解約に際しては、ご加入時の条件により、ご契約の保険期間のうちまだ過ぎていない期間の保険料を解約返戻金としてお支払いすることがあります。また、返還される保険料があっても多くの場合でお支払いいただいた保険料の合計額より少ない金額になりますので、ご注意ください。

Ⅳ. その他ご留意いただきたいこと

1. 取扱代理店の権限 **注意喚起情報**

取扱代理店はエイチ・エス損保との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務などの代理業務を行っています。

2. 保険会社破綻時の取扱い **注意喚起情報**

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、エイチ・エス損保も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、引受保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返戻金等は 80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は 100%補償されます。

3. 個人情報の取扱いに関する事項 **注意喚起情報**

エイチ・エス損保は、お客さまの個人情報をプライバシーポリシー（個人情報保護宣言 <https://www.hs-sonpo.co.jp/privacy/>）に則り、以下のとおり適切に取り扱います。

○個人情報の利用

エイチ・エス損保は、お客さまの個人情報を次の目的を達成するために利用します。

- (1) 本保険のお引受け、保険金のお支払い、そのほか本保険の履行のため
- (2) 本保険以外のエイチ・エス損保の商品、サービスのご案内・ご提供のため
- (3) エイチ・エス損保の提携先・委託先の商品・サービスのご案内のため

ただし、保健医療等の特別の非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

○個人情報の提供

エイチ・エス損保は、本保険に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、国内外の業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

保険契約の締結および保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険会社等との間で登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

エイチ・エス損保の再保険業務の履行のため国内外の再保険引受会社に提供することがあります。

○法令等の対応について

個人情報の保護に関する法律およびその他法令等に基づき外部へ提供することがあります。

4. 重大事由による解除等

次の事由がある場合は、保険金をお支払いできないことやご契約を解除することがあります。

- ①保険金を支払わせることを目的として事故等を生じさせ、または生じさせようとした場合
- ②詐欺を行い、または行おうとした場合
- ③以下の暴力団等反社会的勢力に該当すると認められる場合または密接に関与していると認められる場合
 - ・暴力団・暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）
 - ・暴力団準構成員
 - ・暴力団関係企業その他の反社会的勢力
- ④複数の保険契約に加入することで保険金額の合計が著しく高額となる場合
- ⑤上記のほか、①から④と同程度にエイチ・エス損保の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

5. 通信トラブル等による責任

株式会社エイチ・アイ・エスおよびエイチ・エス損保の責によらない通信手段、端末障害等により、保険申込手続きが遅延もしくは不能となったために生じた損害または通信経路での盗聴等により、保険契約情報、保険料支払情報等が漏洩したために生じた損害については、株式会社エイチ・アイ・エスおよびエイチ・エス損保は責任を負いません。

6. 事故が起こった場合

- (1) まずは事故（損害）の連絡をしてください。

この保険の対象となる事故（損害）が発生した場合には、まずはエイチ・エス損保のホームページ「保険金請求 (<https://www.hs-sonpo.co.jp/demand/>)」記載の保険金請求の流れをご確認いただいたうえで、ケガの状況や事故（損害）の内容等について、30日以内にご連絡ください。

ご注意！ 正当な理由がなくご連絡がない場合、保険金を削減してお支払いすることがあります。

賠償事故が発生した場合で、被害者（相手側）との間で賠償額を決定（示談）するときは、必ず事前にご連絡ください。

ご注意！ エイチ・エス損保の承認のない賠償額の決定（示談）をした場合、保険金を削減してお支払いすることがあります。

- (2) 保険金請求の手続きについて

保険金の請求を行う場合は、普通保険約款・特約に定める書類のほか、エイチ・エス損保のホームページ「保険金請求 (<https://www.hs-sonpo.co.jp/demand/>)」に記載の書類等をご提出いただきます。

- (3) 保険金の支払時期について

被保険者または保険金受取人が保険金請求の手続きを完了した日（請求完了日）からその日を含めて30日以内に保険金をお支払いします。

ご注意！ 特別な調査が必要な場合は、請求完了日からお支払いするまでの期間を延長することがあります。（この場合には被保険者等にあらかじめ通知します。）

- (4) 時効について

保険金請求権については時効（3年）があります。保険金請求権の時効の起算点は、補償項目によって異なります。例えば、死亡保険金の場合は、被保険者が死亡した時が時効の起算点となります。

- (5) 代理請求人制度について

代理請求人制度とは、被保険者本人が保険金を請求できない事情がある場合等、特別な事情がある場合に、代理人による保険金の請求ができる制度です。詳しくはエイチ・エス損保までお問い合わせください。

7. その他

- (1) お申込みできる期間

ご出発日の6か月前から前日まで

- (2) 通信環境

電波（通信状況）の安定した場所にてご利用ください。通信状況により、保険申込完了画面以前に接続が切れてしまった場合は、保険申込みが完了していませんので最初からやり直してください。

- (3) 接続料金

接続料（パケット使用料、通信費）はご加入者さまのご負担となります。

8. ご加入内容確認事項（意向確認事項）

この保険は、国内旅行行程中のケガ等を補償する保険です。ご加入にあたり、お申込みの内容がお客さまのご意向に沿っていること、お申込みをされるうえで特に重要な事項が正しい内容になっていることを、再度ご確認のうえお申込みください。

(1) 次の補償内容等について、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- ①補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約
- ②被保険者の範囲
- ③保険金額
- ④保険期間（お申込みの旅行にあわせて自動的に設定されます。）
- ⑤保険料、保険料払込方法、契約者配当金制度がないこと。

保険金額や保険料等、お客さまのご意向に沿わない場合はエイチ・エス損保までお問い合わせください。

(2) 被保険者の『年齢（出発日時点の年齢）』『性別』『他の保険契約等』等について、すべて正しい内容となっていることをご確認ください。

窓口一覧

保険料のご入金・取消・解約・延長などのお手続きについて

HIS オンライン予約センター（国内旅行）

電話番号・営業時間は、下記サイトにてご確認ください。

HIS ホームページ（URL：<https://www.his-j.com/support/contact/>）

保険金のご請求、ご契約のご相談、エイチ・エス損保へのご意見

エイチ・エス損害保険株式会社



各種お問い合わせ先はこちらからご確認ください。

<https://www.hs-sonpo.co.jp/contact/>

指定紛争解決機関 **注意喚起情報**

エイチ・エス損保は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。エイチ・エス損保との間で問題を解決できない場合には、日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

日本損害保険協会 そんぽADRセンター

電話番号 03-4332-5241（全国共通）

受付時間：9:15～17:00（土日・祝日・年末年始を除きます。）

詳しくは、日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

LCD25-035 UWTP-680-2505